

(第1条関係)寒川町職員の分限に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとする事ができる。 2 (略) ～略～	～略～ (失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとする事ができる。 2 (略) ～略～

(第2条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合	～略～ 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合

は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮^こ以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮^こ以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) （略） 4～6 （略） ～略～	は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑^こ以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑^こ以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) （略） 4～6 （略） ～略～
---	---

（第3条関係）寒川町表彰条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ （資格の停止等） 第12条 次のいずれかに該当した者は、その間、第3条から第5条までに規定する適格者となっても、この条例を適用	～略～ （資格の停止等） 第12条 次のいずれかに該当した者は、その間、第3条から第5条までに規定する適格者となっても、この条例を適用

しない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3)～(5) (略) 2 (略) ～略～	しない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3)～(5) (略) 2 (略) ～略～
---	--

(第4条関係) 寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略) ～略～	～略～ (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略) ～略～

(第5条関係) 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略) ～略～	～略～ (欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略) ～略～

(第6条関係) 寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (罰則) 第34条 第17条第6項の規定に違反して秘	～略～ (罰則) 第34条 第17条第6項の規定に違反して秘

密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 ～略～	密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 ～略～
---	--

(第7条関係) 寒川町個人情報保護法施行条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (制定附則) 附 則 1～5 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8 (略) ～略～	～略～ (制定附則) 附 則 1～5 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8 (略) ～略～

(第8条関係) 寒川町個人情報保護審査会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (罰則) 第12条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	～略～ (罰則) 第12条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

～略～ (制定附則) 附 則 1～4 (略) 5 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 ～略～	～略～ (制定附則) 附 則 1～4 (略) 5 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 ～略～
--	---

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。</u> <u>(罰則の適用等に関する経過措置)</u> 2 <u>この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u> 3 <u>この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。</u>

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。